

年金振込通知書

(振込予定日)

令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますのでお知らせします。

年金の制度・種類

年金

振込先

※1

基礎年金番号

年金コード

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 年 月から 令和 年 月 の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円
※3	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額 ※3 および森林環境税額	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

- ※1 支店には、支店のほか、支所、営業所、出張所等が含まれます。
- ※2 支払額等の変更が予定されている方は、令和9年4月までの記載がありません。
- ※3 介護保険料等の額は市区町村からの依頼に基づく金額を記載しています。
- 詳細については、下面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印 影

年金振込通知書の注意事項等

- 振込予定日 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。なお、各支払月には、原則、その前月までの2カ月の年金が支払われます。

支払月（振込）	6月	8月	10月	12月	2月	4月
支給対象月	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	2月分
	5月分	7月分	9月分	11月分	1月分	3月分

- 注意事項
- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
 - 年金から特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、そのつど「年金振込通知書」をお送りします。
 - 上面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

- 年金から特別徴収する保険料等
- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税および森林環境税を特別徴収しています。なお、令和8年度から国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収しています。
 - 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料等の金額については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。